

2022年3月18日
住友生命保険相互会社



「スマセイの認知症保険」の発売について

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳、以下「住友生命」）は、2022年3月23日より、「スマセイの認知症保険^{※1}」（以下「本商品」）を発売します。

本商品は“住友生命「Vitality」”の対象商品として販売している「認知症PLUS」（軽度認知障害（MCI）から認知症まで幅広く保障）に比べ、保障範囲を限定することで、低廉な保険料を実現するとともに、4つの告知のみでご加入いただけます。

今般、本商品を新たに認知症保障商品ラインアップに加えることで、お客さまの多様なニーズに対応し、「人生100年時代」において健康長寿社会のさらなる実現に貢献していきます。

※1 3年ごと配当付特約組立型保険等に特定認知症状態保障特約を付加した商品です。
また、本商品は、“住友生命「Vitality」”の対象商品ではありません。

【特徴】

- ・保障範囲を見当識障害がある認知症に限定することで、一生涯の認知症保障をお求めやすい保険料でご準備いただけます。
- ・健康状態に不安がある方でも、認知症に関連する持病がないなど、4つの告知項目に1つも当てはまらなければお申込みいただけます。

【しくみ図】



+

基本取扱契約^{※3}

※2 責任開始日から起算して1年以内の保障はありません。

※3 3年ごと配当付特約組立型保険に特定認知症状態保障特約を付加した場合。なお、ご契約によっては、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立（終身）保険に同特約を付加してご契約いただくこともできます。

【保障内容】（特定認知症状態保障特約）

保険金	お支払理由	お支払金額
特定認知症状態 保険金	責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として見当識障害がある認知症※4に該当したと医師によって診断されたとき※5	基本保険金額 (支払後消滅)

※4 見当識障害がある認知症とは、器質性認知症に該当したと医師によって診断確定され、意識がはっきりしているときでも時間・場所・人物の認識ができなくなった状態をいいます。

「軽度認知障害（MCI）」や「見当識障害のない器質性認知症」ではお支払いできません。

※5 責任開始日から起算して1年以内に見当識障害のある認知症と診断された場合はお支払いしません。この場合、特約は無効とし、既に払い込まれた特約の保険料を払い戻します。

【主な取扱基準】

項目	取扱内容
契約年齢範囲	50～85 歳※6
保険期間	終身
保険料払込期間	終身払、有期払
最高／最低保険金額	最高：50～75 歳…1000 万円、76～85 歳…500 万円 最低：100 万円

※6 契約年齢範囲は保険料払込期間等によって異なります。

【保険料例】（ご契約例）基本保険金額 100 万円、終身払、口座振替

	男性	女性
70 歳	2,110 円	3,297 円
80 歳	3,477 円	5,645 円

【商品付帯サービス等】

認知症予防には「早期発見」が効果的とされていることから、本商品には軽度認知障害（MCI）の可能性を高精度で判定できる「あたまの健康チェック®」をはじめとした商品付帯サービス※7や、介護・認知症に関する様々なご相談を承り、ご要望に応じサービスをご紹介します「ウェルエイジングサポートあすのえがお®」をご利用いただけます。

※7 「あたまの健康チェック®」の他、「スミセイ健康相談ダイヤル」「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」「スミセイ障害年金サポートサービス」があり、業務委託先であるティーパック株式会社が提供します。

※8 業務委託先である株式会社ドリームキャッチャーおよび当社提携先の各企業が提供します。

以上